

令和3年2月12日

お客さま 各位

「預金規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和3年4月1日以降に新規開設いただく普通預金（総合口座を含みます。）のうち、一定期間ご利用がない口座に対して「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

これに伴い、下記のとおり預金規定を改定いたします。

記

1 改定の内容

次の条項を新設いたします。

（未利用口座管理手数料）

- （1）令和3年4月1日以降に開設した預金口座は、最後の預入れまたは払戻しから2年間、一度も利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- （3）当金庫は未利用口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落としできるものとします。
- （4）未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、当該未利用口座を解約できるものとします。
- （5）引落としとなった未利用口座管理手数料の返却はいたしません。
- （6）解約された口座の再利用はできません。

2 改正する預金規定

各預金規定の第17条に新設いたします。

- （1）総合口座取引規定
- （2）普通預金規定
- （3）決済用普通預金規定

【お問い合わせ先】

業務部 電話番号 0120-114-965

受付時間 平日 9:00～17:00